



研究テーマ

1 動物の飼育と法政策

2 イギリスの動物福祉と法政策

3 行政の法執行と実効性確保



箕輪 さくら

みのわ さくら
地域資源創成学部

講師

キーワード

環境法、行政法、動物愛護、動物福祉、アニマルウェルフェア、ワンヘルス、ペット、多頭飼育、地域猫、法執行、政策法務

特許情報・
共同研究・
応用分野など

研究概要

環境法・行政法の観点から研究を行っています。特に飼育されている動物を対象として、動物・環境・人間の適切な関係性とはなにか、その実現に向けた法制度としてどのようなものがあるのか研究しています。具体的には、多頭飼育問題や地域猫活動、イギリスの動物福祉法などについて、法制度や条例分析をしてきました。

1 動物の飼育と法政策

持続可能な発展が求められる社会の中で、動物の利用と向き合うことは、「動物がかわいそう」といった情緒的な話にとどまりません。価値観の違いや感情的衝突を超えて、よりよい法制度を考えていきたいと思っています。

日本の法制度については、動物の愛護及び管理に関する法律や条例を対象に、制度を分析し、問題解決に向けた法制度の改善や政策提案を行っています。これまではペットに関する研究が中心でしたが、ペットに限らず、畜産動物、実験動物、動物園動物など、より幅広い飼育動物をとりまく法制度も対象にしていきたいと考えています。

近年では、環境・動物・人間、全てが健全でなければ、それぞれの健全性は保てないことを意味する「One Health」という概念が注目されています。こうした新たな概念が法政策にどのような影響を与えていくかについても興味を持っています。

2 イギリスの動物福祉と法政策

日本の飼育動物に関する法政策は、歴史が浅いです。飼育動物に関する法政策について、最も長い歴史を持つのはイギリスといえるでしょう。イギリスの動物福祉関係法は様々な場面で参照される場合が多いですが、イギリスの一般的な法制度を踏まえた理解が示されることはほとんどありません。日本法への示唆を求めるならば、イギリスの一般的な法制度を前提とした正確な理解に基づく議論が必要です。

また、3に続く観点から、イギリスの規制執行改革についても関心があり、環境法分野を中心とした改革について研究しています。

3 行政の法執行と実効性確保

法律はつくって終わりではありません。制定後、どのように運用していくかで法律の持つ意味は変わってきます。法律の執行状況の分析やヒアリングなどの実証研究を通して、法を適切に執行するためになにかが必要かを考えています。また、こうした実証研究を通して法の実効性とはなにか、法政策としてどのようなものが望ましいのかを探っています。

ホームページ

技術相談に応じられる関連分野

- ・環境法、行政法関連分野(特に動物愛護、自然保護関係)
- ・条例制定、政策法務

メッセージ

- ・共同研究の希望テーマ:アニマルウェルフェアに関する学際研究
- ・動物愛護管理法、イギリスの動物福祉法に関するニーズがあればご連絡ください。
- ・多頭飼育問題、地域猫活動についてお困りの自治体等があればご連絡ください。